

令和4年3月31日
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 井伊 基之

資金移動業の一部廃止に伴うドコモ口座（現金バリュー）・iモード利用者用の
残高返還に関する公告

当社は、令和3年10月25日をもって、当社の資金移動業の一部（ドコモ口座（現金バリュー）におけるiモード利用者へのサービス提供）を廃止いたしました。

これに伴い、当社は、令和3年9月24日付「資金移動業の一部廃止公告」及び当社でご連絡先を把握しているお客さまには個別に、ドコモ口座（現金バリュー）の残高（以下「本残高」といいます。）の返還方法及び令和4年2月28日までに本残高の返還のお申出をいただくようご案内しておりましたが、当該お申出をいただけなかったお客さまに対しては、本残高の返還を行うことができませんでした。

令和4年2月28日までに本残高の返還のお申出をいただけなかったお客さまにつきましては、下記「お問い合わせ先」へ本残高の返還のご連絡をお願い申し上げます。下記の方法により、本残高の返還を行わせていただきます。

記

一、お問い合わせ先

d払いお問い合わせダイヤル(0120-613-360 年中無休)

二、返還の方法

お客さまにご指定いただいた銀行口座に振込む方法により、本残高を返還させていただきます。手数料については、当社負担とさせていただきます。

以上、資金決済に関する法律第四十七条第三号、同法施行令第十七条第二項第二号及び資金移動業者に関する内閣府令第二十三条の規定により公告いたします。